

投票の方法と順番

今回は、3種類の投票を行います。

①小選挙区選出議員選挙

(定数 東京都第19区(西東京市・小平市・国分寺市)で1人)
投票所受付で入場整理券を渡して投票用紙を受け取り、候補者1人の氏名をはっきりと書いて投票箱に投函してください。

②比例代表選出議員選挙(定数 東京都で17人)

③最高裁判所裁判官国民審査

- ②と③はそれぞれの投票用紙を同時に渡します。
- ②は政党などの名称または略称を1つだけ書いてください。
- ③は裁判官の氏名が印刷されていますので、辞めさせたい裁判官がいる場合は、氏名上の空欄に×印を書いてください。
- ②と③は記入後それぞれの投票箱に投函してください。

無効票とならないために

- 氏名(小選挙区選出)、政党名(比例代表選出)のみを書く
2人(2つ)以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。
- 書き間違えたときは訂正を
間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。

体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をします。ご不安な方は、事前にご相談ください。
- 目の不自由な方は点字投票ができます。
- 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。
いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。



在外選挙人証を交付されている方

在外選挙人は、投票日当日は田無庁舎、期日前投票期間は南町スポーツ・文化交流センターきらっとでのみ投票できます。
在外選挙人が投票する際は、必ず在外選挙人証の提示が必要です。

選挙公報

候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に配布します。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会にも公開される予定です。

開票の日時・場所

開票は投票日当日の午後9時からスポーツセンター第1体育室で行います。本市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。受付で参観受付票に記入してください。

投票・開票速報

投票日当日、市で投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時15分ごろから1時間ごと、開票速報は午後9時45分ごろから30分ごとの予定です。

18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合があります。

お願い

当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。お体が不自由な場合などで車を使用する方は、期日前投票(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。

不在者投票

市外滞在や入院などで投票所に行けない時は、不在者投票をご利用ください。

滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会ですべての投票ができます。
手続にはお時間がかかりますので、お早めに請求してください。

有権者

- ①不在者投票用紙の請求(郵送または持参)
※請求用紙は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会または市で配布
※公示日前でも請求できます。

西東京市選挙管理委員会

- ②希望送付先へ不在者投票用紙など一式を簡易書留速達にて送付

有権者

- ③滞在地の選挙管理委員会が指定する場所へ、投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票
※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選挙管理委員会により異なりますので、あらかじめ当該委員会にご確認ください。

滞在地の市区町村の選挙管理委員会など

- ④投票用紙は、滞在地の選挙管理委員会が西東京市選挙管理委員会へ送致します。

病院や老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

市内の不在者投票指定施設

- 指定病院など(11カ所)
佐々総合病院・山田病院・田無病院・田無病院介護医療院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・武蔵野徳洲会病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘
- 指定老人ホーム(14カ所)
健光園・フローラ田無・クレイン・サンメール尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘
※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(10月27日(水))までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

対象となる方

- 衆議院議員選挙の有権者で以下に該当する方
- ①感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方、または検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方
- ②外出自粛要請などの期間が、請求時に10月20日(水)～31日(日)の間にかかると見込まれる方
- ※投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(10月27日(水))までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。